

地域文化の
礎を築く

芸術を守り、
そして
発信する力に。

T H E
A S S O C I A T I O N
O F P U B L I C
T H E A T E R S
A N D H A L L S
I N J A P A N



THE ASSOCIATION OF PUBLIC THEATERS AND HALLS IN JAPAN
公益社団法人全国公立文化施設協会

ご挨拶 Message



会長 野村 萬齋

公立文化施設の活性化と地域の新しい価値の創造へ。

公益社団法人 全国公立文化施設協会は、昭和36年に任意団体として設立された全国公立文化施設協議会を母体として生まれた団体です。平成7年に社団法人として法人格を取得、平成25年4月には内閣府の認可により公益社団法人に移行し、令和3年9月には設立60周年を迎えることができました。

当協会は、全国各地の公立文化施設が連絡提携し、各地域の文化振興と地域社会の活性化を図ることによって、わが国の文化芸術の発展と心豊かな社会の実現に寄与することを目的とし、さまざまな事業を展開するとともに、文化庁より地域の文化振興や、地域の活性化のためのさまざまな事業を受託する等、当協会独自の事業と並行して実施しています。

地域の文化施設は、運営予算の減少や施設・設備の更新、人材養成・確保など人材養成・確保等の課題を抱えており、さらにコロナ禍により深刻な状況となっております。しかしながら、文化施設は地域の拠点、生きた人の集まる場として、障がい者アートや地域文化倶楽部等を含む社会包摂機能や映像事業等、更なる事業展開の可能性も秘めています。

私が生涯を捧げる狂言は、多様性を包括するとともに継続性や持続性のある伝統芸能であり、長いタームで考えていく知恵を持っています。会員の皆様から教えを請いつつ手を携えて、公立文化施設の活性化と地域の新しい価値の創造へ全身全霊を傾けてまいります。

概要 Information

協会の目的

国及び地方公共団体等により設置された全国の劇場・音楽堂等の文化施設が連絡提携のもとに、地域の文化振興と地域社会の活性化を図り、もってわが国の文化芸術の発展と心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

協会の沿革

昭和36年9月25日	任意団体として「全国公立文化施設協議会」設立(会員数23館)
平成5年4月1日	会員数が1,000館を超える(会員数1,061館)
平成7年6月26日	社団法人全国公立文化施設協会が発足(会員数1,182館)
平成25年4月1日	公益社団法人に移行する(会員数1,264館)
令和3年6月10日	第5代会長に野村萬齋氏が就任

会員数(令和3年12月1日現在)

正会員	1,305館
準会員	31(企業・団体・個人)
賛助会員	86(企業・団体・個人)

組織について

意思決定機関：総会・理事会
役員：会長1、副会長1～2、専務理事1、常務理事1
理事8～15(会長・副会長・専務理事・常務理事を含む)、監事2
支部：北海道、東北、関東甲信越静、東海北陸、近畿、中四国、九州

私たちの 主な取り組み

Our activities

「公益社団法人 全国公立文化施設協会」(略称 全国公文協)は全国の公立文化施設の連携の下、地域文化の振興とわが国の文化芸術の発展に寄与することを目的に各種事業を行っています。

1 調査研究事業

全国各地域の文化振興と地域社会の活性化に向けて、当面する諸問題を研究討議するため、定時総会の開催にあわせて公立文化施設関係者を対象とした研究大会を開催するとともに、管理運営・各事業の実施・舞台技術等についての問題を討議する複数の専門委員会を通年で設置し、独自の調査研究活動を行っています。また、文化施設をとりまく諸問題についての調査研究報告書の作成・発行も実施しています。

2 人材育成事業

文化施設の円滑な運営と地域の文化振興のため、施設の管理運営、貸館事業、自主企画事業、舞台技術等に携わる職員等を対象とし、劇場・音楽堂等基盤整備事業としてアートマネジメント研修会、技術職員研修会を東京および全国7ブロックでそれぞれ開催しています。また、各施設同士や芸術団体等との連携によって相乗効果を生み出すため、各種の交流事業を実施しています。

3 文化芸術情報提供事業

全国の各施設や芸術創造団体の活動等に関する各種資料及び劇場・舞台芸術に関する専門図書の収集・展示を行うとともに、ウェブサイトやメールマガジンにより、最新情報をお届けしています。事務局では、全国2,000館以上の公立文化施設を掲載した「全国公立文化施設名簿」や研修教材としてご利用いただける各種ハンドブック等を発行しているほか、施設からの運営や各種事業等に対するお問い合わせ・ご相談に随時お応えしています。

4 保険事業

「公文協制度保険」は、文化施設の運営・管理におけるさまざまな場面で役立てていただけるよう設計した文化施設専用の保険です。当協会が契約者となる団体保険のスケールメリットを生かした保険料体系によって、次の各種損害保険を正会員・準会員施設に提供し、安心安全な施設運営ができるよう支援しています。

- ① 公立文化施設賠償責任保険
- ② 利用者見舞費用・個人賠償責任保険
- ③ 自主事業中止保険
- ④ 貸館対応興行中止保険
- ⑤ 役員賠償責任保険
- ⑥ 休業等補償保険

5 支援事業等

昭和42年より松竹(株)との提携により実施している公文協歌舞伎全国公演は、50年以上に亘って、各地の公立文化施設の自主事業やネットワーク公演の支援を行っています。また、公演を実施する各芸術創造団体や文化芸術団体と各地の公立文化施設との仲立ちを行って公立文化施設の公演等の充実を図り、施設の活性化及び地域文化の振興を促進しています。



研究大会



各種資料の展示・閲覧スペース(協会事務局)



保険パンフレット

ご案内の 入会 Guidance

当協会の目的にご賛同いただける施設や企業・団体、また個人の方のご入会をお待ちしています。
会員の種類・会費・特典等は以下の通りです。

会員制度

正会員

入会資格：当協会の目的に賛同される国及び地方公共団体等に設置された公立文化施設の運営者で理事会の承認を受けた者

年会費：28,000円(入会金なし)

議決権：あり

主な特典：当協会が主催する研修会やセミナーへの参加。
全国公立文化施設名簿等の当協会が発行する刊行物の贈呈。
制度保険へのご加入。

準会員

入会資格：正会員資格のある施設以外で、目的に賛同し連携協力して活動するために入会した文化施設等の関係者で理事会の承認を受けた者

年会費：28,000円(入会金なし)

議決権：なし

主な特典：全国公立文化施設名簿等の当協会が発行する刊行物の贈呈。制度保険へのご加入。

賛助会員

入会資格：当協会の目的に賛同し、その事業や活動を賛助していただける個人または団体で理事会の承認を受けた者

年会費：団体＝1口 50,000円

個人＝1口 20,000円(入会金なし)

議決権：なし

主な特典：当協会ウェブサイトや全国公立文化施設名簿等への会員名の掲載。当協会が発行する刊行物の贈呈。当協会主催行事のご案内。

寄附のお願い

平成24年6月、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が成立・施行され、平成25年3月には法律に基づく「指針」も制定されました。われわれ文化施設の運営に携わる者は、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点となり、心豊かな生活を実現するための役割を十分に果たしていかなければなりません。

当協会は、公立文化施設のネットワーク化と地域文化振興の組織的な取り組みを強化することを目的として活動を続

けてまいりましたが、より一層主体的にかつ各方面と密接に連携しながら、地域のために文化芸術を通じた取り組みを進めていく所存でございます。

当協会は会員の会費により運営しておりますが、活動を充実させていくためにも財源確保が喫緊の課題となっております。

ぜひ当協会の事業にご理解とご賛同いただき、ご寄附を賜りますようお願い申し上げます。



全国公立文化施設協会

〒104-0061

東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館4階

TEL：03-5565-3030 FAX：03-5565-3050

<https://www.zenkoubun.jp/index.html>